

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情5第3号	受理年月日	令和5年2月7日
件 名	受理された陳情は審議結果に関わらず公表することを求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>目黒区が東京地方裁判所（民事31部）に令和3年7月29日に行った「建物明渡等の請求に関する民事訴訟」（令和3年（ワ）第19641号）について、建物明渡し請求時には夫が重病で移動が困難でしたが、その後夫が死亡し、既に建物を明渡しています。目黒区も令和4年9月26日の口頭弁論で建物が明渡されたことを認め、明渡しに関する請求の趣旨を取り下げているため、現在は高額の家賃請求訴訟となっています。このため、これまで複数回にわたり、目黒区長に対してこの間の裁判経過報告を行うよう区議会から要請するとともに、区はいたずらに高額の家賃請求を続けるのではなく、災害救助法に基づいた被災者（被告）の生活再建のため、話し合いによる解決に応じるよう求める陳情を行ってまいりました。</p> <p>しかしながら、陳情審議の付託委員会を決める議会運営委員会において、これまで裁判係争中を理由に、目黒区議会申し合わせ事項66（2）のウ「陳情の趣旨・内容等がなじまない陳情」に該当するとして、委員会付託は行わないとの決定がなされてきました。</p> <p>また、その決定結果についても、委員会に付託された陳情とは取り扱いが全く異なり、陳情者に対する文書による結果の通知がなく、およそ文書主義の行政には極めてなじまない取り扱いとなっています。さらに「めぐろ区議会だより」や「区のホームページ」等での結果の公表もないため、陳情があった事実さえ区民に認識されない状態になっています。</p> <p>そこで、以下を求めます。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 委員会付託を行わないと決定した陳情についても、その結果を理由とともに、文書にて陳情者に通知してください。2 さらに、陳情があった事実を「めぐろ区議会だより」や「区のホームページ」等で公表してください。			